

ID: 146

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	八頭町霊きゅう自動車使用料条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第120号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し) 第5条 霊きゅう車の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日